

延岡市社会福祉事業功労者等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多年にわたり延岡市の社会福祉の増進に尽くし、その功績が著しく他の模範となる個人、団体、社会福祉施設等を表彰するため、必要な事項を定める。

(表彰の種類及び基準)

第2条 表彰の種類は次の各号のとおりとし、表彰の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 社会福祉事業功労者表彰

ア 民生委員児童委員

民生委員児童委員として15年以上社会福祉に貢献し、功績が顕著で他の模範となり、現にその職にある者

イ 社会福祉法人又は社会福祉事業団体の役員

社会福祉協議会、社会福祉施設（市営施設を除く。）を運営する社会福祉法人その他の社会福祉事業団体の役員として15年以上従事し、その強化発展、育成指導、奨励等に多大の貢献をした者で、現にその職にあるもの

ウ 社会福祉法人又は社会福祉事業団体の職員

社会福祉協議会、社会福祉施設（市営施設を除く。）を運営する社会福祉法人その他の社会福祉事業団体の業務に15年以上従事する職員で、当該業務に精励し、特に勤務成績が優秀であって他の模範となる者

エ 訪問介護員（ホームヘルパー）

社会福祉法人、NPO法人等においてホームヘルプ事業に15年以上従事する職員で、当該業務に精励し、特に勤務成績が優秀であって他の模範となる者

オ 社会福祉事業等施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設であって、過去5年以上にわたり、施設として若手・新人職員の育成、地域住民との交流、ボランティア活動等、様々な活動に取り組んでおり、その功績が特に顕著な施設

(2) 社会福祉民間奉仕者（功労者）・団体表彰

ア 手話、点訳、音訳、要約筆記奉仕員

手話奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員又は要約筆記奉仕員として過去10年以上活動した実績があり、その功績が顕著であり、現在なお活動している者

イ 地域福祉活動者

地域福祉推進チーム又はいきいきサロンでの活動等地域の社会福祉向上や高齢者の福祉増進のため過去15年以上尽力し、その功績が顕著であり、現在なお活動している者

ウ ボランティア団体

社会福祉推進のための奉仕団体（グループ）として過去10年以上にわたり率先して活動を行い、その功績が顕著であり、現在なお活動しているもの

(3) 自助努力者表彰

ア 家庭介護功労者（寝たきり）

寝たきりの高齢者に過去5年以上献身的な介護を行った者

イ 家庭介護功労者（障がい）

身体障害者手帳の交付を受けている者でその級別が1級若しくは2級のもの又は療育手帳の交付を受けている者でその障害の程度がAのものに、過去5年以上献身的な介護を行った者

ウ 自立更生者

身体障害者又は知的障害者であって、障害を有しながらも現在自立更生して他の模範となる満40歳以上のもの

(4) 日本赤十字社奉仕団員表彰

日本赤十字社奉仕団員であって次のいずれかに該当する者のうち、その業務に精励し、特に成績が優秀であり他の模範となる者

ア 75歳以上で25年以上団員として活動している者

イ 30年以上団員として活動している者

ウ 55歳以降に活動を開始し団員歴が15年以上の者

(5) 日本赤十字活動功労者表彰

前号を除く日本赤十字にかかる活動に15年以上精励し、特に功労が顕著であり、他の模範となる者

(6) 保護司表彰

保護司としてその業務に15年以上精励し、他の模範となる者

(表彰の決定)

第3条 表彰を受ける者は、前条各号に該当する者であって、福祉事務所長が内申したもののうちから市長が決定する。

(表彰の重複禁止)

第4条 この要綱によって表彰された者を同一事由によって再び表彰することはできない。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、延岡市社会福祉大会において行う。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。